

平成 27 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 当機構における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のとおり契約件数は 598 件、契約金額は 374 億円である。その内訳は、競争性のある契約は 436 件（72.9%）、291 億円（77.9%）、競争性のない契約は 162 件（27.1%）、約 83 億円（22.1%）となっており、平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに増えている（件数は 11.0%の増、金額は 16.9%の増）。

この理由について件数ベースでみた場合、前年度以前に調達した研究機器・装置等の機能強化や改修など、真にやむを得ず随意契約となった案件が増加したことが要因である。また、平成 25 年度は補正予算の執行に伴い物品の調達が大幅に増加したため、競争性のある契約の割合が著しく増加した反面、競争性のない随意契約の割合が著しく減少した。この影響から平成 26 年度の競争性のない契約件数が大幅に増加すると言う結果にもつながっている。

一方、金額ベースでみた場合、平成 26 年度に契約金額 68 億円の複数年契約を随意契約により締結しており、これが主な増加要因である。

さらに、当機構は海洋・地球・生命システムの統合的理解を目指した研究開発を推進しており、特に、極域や熱水噴出域、超深海等の極限環境が研究現場でもあり、特殊な最先端機材の開発・運用が必須であることから、これらに対応できる業者は限られているのが現状である。また、近年は限られた予算の効率的な使用に伴い、既存の研究機器・装置等の機能強化や改修といった案件が増加しており、最先端の高度な技術力が要求されることから、これに対応できる業者が限られ、機構業務の特異性と相まって競争性のない契約を締結せざるを得ない現状である。

表1 平成26年度の海洋研究開発機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成25年度		平成26年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	590 71.3(%)	190.0 36.2(%)	355 59.4(%)	165.3 44.2(%)	△235 (△11.9%)	△24.7 (8.0%)
企画競争・公募	104 12.6(%)	283.4 53.9(%)	81 13.5(%)	126.0 33.7(%)	△23 (0.9%)	△157.4 (△20.2%)
競争性のある 契約(小計)	694 (83.9%)	473.4 (90.0%)	436 (72.9%)	291.3 (77.9%)	△258 (△11.0%)	△182.1 (△12.1%)
競争性のない 随意契約	133 (16.1%)	26.0 (5.2%)	162 (27.1%)	82.7 (22.1%)	29 (11.0%)	56.7 (16.9%)
合計	827 (100%)	525.4 (100%)	598 (100%)	374.0 (100%)	△229	△125.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 当機構における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は213件(69.2%)、契約金額は約20億円(13.8%)である。前年度との比較では、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに減少している(件数は5.9%の減、金額は74.3%の減)。平成24年度の実績から傾向を分析すると、平成26年度とは、件数・金額ともにほぼ同じであったが、平成25年度は上記(1)における分析と同様に、補正予算の執行により物品調達が大幅に増加したが、当該調達物品の特殊性から、一者応札・応募となった案件が多かったため、平成26年度は件数金額とも大幅に減少している。このように、ここ数年の傾向としては、当機構の調達のうち6~7割が一者応札・応募となっており、調達内容をカテゴリー化した分析から、その多くが最先端かつ特殊な研究機材の調達に関するものとなっている。

表2 平成26年度の海洋研究開発機構の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	113(24.9%)	95(30.8%)	△18(5.9%)
	金額	13.6(11.9%)	122.9(86.2)	109.2(74.3%)
1者以下	件数	341(75.1%)	213(69.2%)	△128(△5.9%)
	金額	101.1(88.1%)	19.6(13.8%)	△81.5(△74.3%)
合計	件数	454(100%)	308(100%)	△146(100%)
	金額	114.7(100%)	142.5(100%)	27.8(100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【】は評価指標）

上記1. から、競争性のない契約や一者応札・応募に係る発生要因を分析した。全体としては、研究開発に係る調達に限らず、一般的な調達においても契約の適正化、合理化、効率化に向けて改善の余地がある。

一方、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定）」では、各国立研究開発法人に対し、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえた研究開発成果の最大化が求められた。また、調達に関する新たなルールを策定することとされた。

このため、研究開発に係る物品、役務、製造等の調達に関する契約については、研究開発成果の最大化を目指したうえで、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達となる新たな仕組みを検討していくこととする。

平成 27 年度において重点的に取り組む分野は、研究開発機材等の調達や保守をはじめとする物品・役務関係の調達を対象とし、それぞれの現状に即した契約の適正化、合理化、効率化を含め調達全般の改善に努めることとする。

(1) 随意契約の適正化に関する取り組み

①適正性の審査・点検

引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないとするものについては、平成 27 年度においてもその理由等について機構内で審査することとする。

【詳細は「3. 調達に関するガバナンスの徹底」の項に記載。】

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み

① Web 配布システム運用

応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、前年度に整備した入札説明書の Web 配布システムの運用を開始する。

② 入札公告の周知

競争性を高めるために、平成 27 年度においては、新たに入札公告後、入札に参加可能と思われる企業への入札公告の紹介および関連業界団体への周知依頼を実施する。

③ 仕様書等の見直し

仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか等点検し、必要に応じて改善する。

【①については、年間 30 者以上の web 配布件数を目指す。②

については入札公告の紹介および周知依頼件数として年間30者以上を目指す。③については仕様書の点検・見直しの結果として、契約案件のうち5件以上について、前年度より応札者・応募者の増加を目指す。】

(3) 調達合理化の取り組み

① 契約内容・契約形態の見直し

契約の分割または統合、複数年契約化について着目し、契約内容や契約形態等を見直すことにより、契約金額の引き下げや合理化を目指す。

② 共同調達の推進

事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達に関する調達について、積極的にその可能性を追求する。

平成27年度においては、新たに下記 a. 及び b. の取組を実施していくことにより経費の節減を目指す。併せて、他法人等からの調達の方法・形態等について聴取し、当機構の調達合理化につながるアイデアを収集する。

a. 他法人と共同調達の具体化及び対象の拡大に向けて協議を行う。

b. 企業等を対象とした調達形態・アイデアの調査を行う。

③ 一括調達等の推進

平成27年度より試験運用を開始した研究消耗品及び書籍のオープンカウンター方式見積合せによる調達について、その効果を検証する。

④ 諸規程等の改訂

数年間一者応札・応募が続いている契約案件については、ある一定基準のもとで随意契約を可能とするなど、所内の諸規程等の改訂を検討する。

⑤ 研究開発成果の最大化に資する先進的調達手法等の調査・検討調達面から研究開発成果の最大化に資することを目指し、新たな調達手法の導入について調査・検討を行う。

【①平成27年度は抽出・検討案件として研究機材や一般機器等の保守や維持にかかる契約案件に着目し、5者以上について前年比10%程度の契約金額の引き下げを目指す。年度途中からの適用が難しいものについては、次年度当初から適用できるよう準備・調整を進める。

②平成27年度は a. 及び b. を合わせて、年間3法人以上と

- の協議・訪問を行う。
- ③検証後、効果ありとされた案件については、対象品目・事業所の拡充を図る。
 - ④他法人事例等を調査し、契約監視委員会に付議、平成27年度内の素案策定を目指す。
 - ⑤他法人の事例を調査し、当機構においても導入可能と思われる仕組みを調査、抽出する。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達部門内に設置された随意契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。(少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。)

また、特に契約金額3,000万円以上の随意契約については、契約審査委員会(委員長:総務部長)が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。

【 随意契約審査チームによる審査: 随意契約の締結希望案件全数。契約審査委員会による審査: 3千万円を超えると見込まれる随意契約の締結希望案件全数】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

- ① 調達に係る業務マニュアルを作成し、適宜見直しや更新を行うとともに、契約担当職員を対象とした研修を行う。
- ② 関連する職員を対象とした検査業務マニュアルを作成するとともに、定期的なセミナーを開催する。
- ③ 平成27年度からは新たに、外部の競争的資金に応募する職員向けに研究不正および研究費不正使用防止に係る研修の受講を義務付け、未然防止のための取組を強化することとする。

【 ①業務マニュアルについては、年1回以上の見直しを行う。また、契約課担当職員向けの研修については、半期に1回以上(年に2回以上)実施する。

- ②検査業務マニュアルについては、年1回以上の見直しを行う。また、関連する職員を対象としたセミナーを全拠点向けに年1回以上開催する。

③研究不正および研究費不正使用防止に係る研修については、受講状況についてモニタリングし、外部の競争的資金に応募する職員が受講するよう関連部署と連携し通知・指導する。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後速やかに調達合理化計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表するとともに主務大臣に報告し、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、経営管理担当理事（契約担当役）を総括責任者とし、調達部門において課題ごとに実施担当者を定め、定期的に進捗の確認を行うとともに目標達成に向けたフォローアップを密に行う。また、既存の体制（随契審査チーム、契約審査委員会等）を活用し、調達の適正化及び合理化に取り組む。さらに、進捗については適切なタイミングで、理事長へ報告することとし、機構としてより着実に調達の合理化を推進する。

(2) 契約監視委員会の活用

監事および外部有識者によって構成される契約監視委員会は、契約監視委員会運営細則に基づき当計画の策定および自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画および自己評価結果等については、海洋研究開発機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定し、公表するものとする。

以上